

埼玉県SDG s 庁内推進本部設置要綱

(目的)

第1条 持続可能な開発目標（SDG s）の達成に向けて、県行政の総合的推進を図るため、庁内関係部局による埼玉県SDG s 庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表1に掲げる本部員をもって組織する。

(所管事項)

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) SDG s の理念の普及、理解の促進に関すること。
- (2) SDG s の達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(幹事会)

第5条 第3条の所管事項に関する連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、計画調整課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、企画財政部計画調整課に置く。

附則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

警察本部長

教育長

公営企業管理者

病院事業管理者

下水道事業管理者

知事室長

企画財政部長

総務部長

県民生活部長

危機管理防災部長

環境部長

福祉部長

保健医療部長

産業労働部長

農林部長

県土整備部長

都市整備部長

会計管理者

議会事務局長

監査事務局長

人事委員会事務局長

労働委員会事務局長

別表 2 (第 5 条関係)

警察本部警務課長

教育局参事付報道幹兼企画幹

企業局総務課長

病院局経営管理課

下水道局下水道管理課長

秘書課長

企画総務課長

人事課長

広聴広報課長

危機管理課長

環境政策課長

福祉政策課長

保健医療政策課長

産業労働政策課長

農業政策課長

県土整備政策課長

都市整備政策課長

出納総務課長

議会事務局総務課長

監査第一課長

人事委員会事務局総務給与課長

労働委員会事務局審査調整課長